

松本市営住宅

収入基準

次の収入基準早見表により申込資格の有無を確認してください。

《年間総所得額でみる収入早見表》

事業所得等の方や複数の給与所得者を合計所得金額でみる場合で、特別控除対象者がいない場合の早見表です。

(単位：円)

世帯人数		単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
申込者以外の同居・扶養親族人数		(0人)	(1人)	(2人)	(3人)	(4人)	(5人)
本来階層	年間総所得金額上限	1,896,000	2,276,000	2,656,000	3,036,000	3,416,000	3,796,000
	所得月額 1/12	158,000	189,666	221,333	253,000	284,666	316,333
裁量階層	年間総所得金額上限	3,108,000	3,488,000	3,868,000	4,248,000	4,628,000	5,008,000
	所得月額 1/12	259,000	290,666	322,333	354,000	385,666	417,333

用語説明

○年間総所得額	所得税法上の所得額のことです。 給与所得者の方は所得金額（源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」）のことです。 自営業の方は年間の総収入金額から所得税法上の必要経費を差引いた金額のことです。
○特別控除対象者	ひとり親、障がい者、老人扶養親族（70歳以上）、特定扶養親族（16歳以上23歳未満）
○裁量階層 ※年齢は原則申込日時点のもの。	高齢者世帯（申込者本人が60歳以上で、かつ同居者全てが60歳以上又は18歳未満である世帯） 障がい者世帯（身体障がい1～4級、精神障がい1～3級、知的障がいA1～B2） 子育て世帯（入居日時点で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる世帯） 若年夫婦世帯（夫婦年齢合計80歳以下の世帯）

収入基準計算方法（所得月額による計算）

- ① 申込者と同居親族全員の所得額（所得証明書の所得額）を合計する。

(申込者)	(同居親族)	(合計)
円	親族1 円	円・・・A
+	親族2 円	
	(合計) 円	

- ② 控除できる額を合計する。

区分	控除対象	1人当たりの 控除額	対象者数	控除額
一般控除	同居親族（申込者を除く）	38万円	×	円
	同居外扶養親族	38万円	×	円
特別控除	老人配偶者・老人扶養親族（70歳以上）	10万円	×	円
	特定扶養親族（16歳以上23歳未満）	25万円	×	円
	特別障がい者（身体1・2、精神1、療育A）	40万円	×	円
	障がい者（身体3～6、精神2・3、療育B）	27万円	×	円
	寡婦	27万円まで	×	円
	ひとり親	35万円まで	×	円
その他控除	給与・年金所得のある方	10万円まで	×	円
合計				円・・・B

- ③ 所得合計額(A)から控除額の合計(B)を差し引く。

A (所得合計額)	B (控除額合計)	控除後の額
円	円	円・・・C

- ④ 控除後の額(C)を12で割り、月額を算出する。

C (控除後の額)	控除後の所得月額
円	158,000円 (本来階層申込可)
	259,000円 (裁量階層申込可)